

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第 1 節 通 則 （条約に基づく税率の適用） 3－2 法第 3 条ただし書に規定する条約に規定された税率の適用については、次による。 (1) （省略） (2) 経済連携協定（<u>暫定法第 7 条の 7</u>に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）における関税についての特別の規定による便益による税率（以下「E P A税率」という。）は、国定税率又は協定税率のいずれよりも低い場合に適用される。 (3) （省略） （納税義務者に関する用語の意義） 6－1 法第 6 条に規定する納税義務者に関する用語の意義は、それぞれ次による。 (1) 「貨物を輸入する者」とは、通常の輸入取引により輸入される貨物については、原則として仕入書（仕入書がない場合には船荷証券等）に記載されている荷受人（輸入申告者の資格が限定さ	第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第 1 節 通 則 （条約に基づく税率の適用） 3－2 法第 3 条ただし書に規定する条約に規定された税率の適用については、次による。 (1) （同左） (2) 経済連携協定（<u>暫定法第 7 条の 8</u>に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）における関税についての特別の規定による便益による税率（以下「E P A税率」という。）は、国定税率又は協定税率のいずれよりも低い場合に適用される。 (3) （同左） （納税義務者に関する用語の意義） 6－1 法第 6 条に規定する納税義務者に関する用語の意義は、それぞれ次による。 (1) 「貨物を輸入する者」とは、通常の輸入取引により輸入される貨物については、原則として仕入書（仕入書がない場合には船荷証券等）に記載されている荷受人（輸入申告者の資格が限定さ

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
れている場合（関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）第 7 条第 2 項、第 16 条の 2 第 2 項、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）<u>第 33 条の 5 第 2 項等</u>）においては、その該当者（以下「限定申告者」という。)) をいい、貨物が輸入の許可前に保税地域等において転売されたような場合には、その転得者をいう（以下これらの者を「輸入者」という。）。 (2) 「別段の規定」とは、貨物を輸入する者以外の者が関税を納める義務を負うとする旨の規定(法第 13 条の 3、第 23 条第 6 項、定率法第 13 条第 7 項、第 15 条第 2 項、<u>暫定法第 9 条の 2 第 7 項</u>)をいう。 第 6 章 通関 第 3 節 一般輸入通関 （輸入申告書の添付書類） 67－3－4 輸入申告書には、法第 68 条の規定により、輸入の許可の判断のために必要があるときは、仕入書等 1 通（会計検査院に送付する必要がある場合（前記 7－4 参照）には、1 通を加える。）を添付させるものとするほか、次に掲げる書類を添付させるものとし、特例輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告及び特例委託輸入者に係	れている場合（関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）第 7 条第 2 項、第 16 条の 2 第 2 項、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）<u>第 35 条第 3 項等</u>）においては、その該当者（以下「限定申告者」という。)) をいい、貨物が輸入の許可前に保税地域等において転売されたような場合には、その転得者をいう（以下これらの者を「輸入者」という。）。 (2) 「別段の規定」とは、貨物を輸入する者以外の者が関税を納める義務を負うとする旨の規定(法第 13 条の 3、第 23 条第 6 項、定率法第 13 条第 7 項、第 15 条第 2 項)をいう。 第 6 章 通 関 第 3 節 一般輸入通関 （輸入申告書の添付書類） 67－3－4 輸入申告書には、法第 68 条の規定により、輸入の許可の判断のために必要があるときは、仕入書等 1 通（会計検査院に送付する必要がある場合（前記 7－4 参照）には、1 通を加える。）を添付させるものとするほか、次に掲げる書類を添付させるものとし、特例輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告及び特例委託輸入者に係

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
る特例申告貨物の輸入申告についても同様の取り扱いとする。なお、「輸入の許可の判断のために必要があるとき」とは、他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。 (1)～(3) （省略） (4) <u>E P A 税率の適用を受けようとする貨物に係る令第 61 条第 1 項第 2 号イ (1) に規定する締約国原産地証明書又は同号イ (2) に規定するオーストラリア協定原産品申告書（以下この節において「締約国原産地証明書等」といい、同条第 4 項及び第 8 項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。）又は特惠税率（暫定法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項に規定する税率をいう。以下この章において同じ。）の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令第 27 条第 1 項に規定する原産地証明書（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。）</u> (5) 及び (6) （省略） （輸入許可前引取りの承認の基準）	る特例申告貨物の輸入申告についても同様の取り扱いとする。なお、「輸入の許可の判断のために必要があるとき」とは、他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。 (1)～(3) （同左） (4) <u>E P A 税率又は特惠税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書</u>（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。） (5) 及び (6) （同左） （輸入許可前引取りの承認の基準）

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
73－3－2 輸入許可前引取の承認の申請があったときは、法第 73 条第 2 項に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるにかかわらず、その承認をして差し支えない。特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取の承認をして差し支えないので、留意する。 (1) 及び(2) （省略） (3) 申告者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合 イ （省略） ロ <u>E P A 税率の適用のために必要とされる締約国原産地証明書等（令第 61 条第 8 項に規定する運送要件証明書を除く。）又は協定税率若しくは特惠税率の適用のために必要とされる原産地証明書の提出が遅れる場合（E P A 税率の適用の場合には令第 61 条第 4 項の規定により税関長が認めた場合に限り、特惠税率の適用の場合には関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書の承認を受けた場合に限る。）</u> ハ及びニ （省略） (4) （省略） 第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関	73－3－2 輸入許可前引取の承認の申請があったときは、法第 73 条第 2 項に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるにかかわらず、その承認をして差し支えない。特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取の承認をして差し支えないので、留意する。 (1) 及び(2) （同左） (3) 申告者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合 イ （同左） ロ <u>協定税率、E P A 税率又は特惠税率の適用のため必要とされる原産地証明書又は締約国品目証明書の提出が遅れる場合（E P A 税率の適用の場合には令第 61 条第 4 項の規定により税関長が認めた場合に限り、特惠税率適用の場合には関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書の承認を受けた場合に限る。）</u> ハ及びニ （同左） (4) （同左） 第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
（関係協定等の略称） 68－5－0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。 （1）～（41）（省略） <u>（42）「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」（平成 26 年条約第 19 号）・・・・・・・・・・</u> <u>オーストラリア協定</u> <u>（43）オーストラリア協定第 3・14 条に基づく原産地証明・・・・・・・・</u> <u>オーストラリア原産地証明</u> <u>（44）オーストラリア協定第 3・4 条及び同附属書 2 に定める</u> <u>品目別規則・・・・・・・・・・オーストラリア品</u> <u>目別規則</u> <u>（45）オーストラリア協定第 1・12 条に定める実施取極・・・・・・・・</u> <u>オーストラリア実施取極</u> （EPA 税率を適用する場合の取扱い） 68－5－1 EPA 税率の適用を受けようとする輸入申告（法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）又は第 62 条の 10 の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物（前記 67－3－4（4）により EPA 税率の適用に係る<u>締約国原産地証明書等</u>（令第 61 条第 1 項第 2 号イ（1）に規定する<u>締約国原産地証明書</u>又は	（関係協定等の略称） 68－5－0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。 （1）～（41）（同左） <u>（新設）</u> （EPA 税率を適用する場合の取扱い） 68－5－1 EPA 税率の適用を受けようとする輸入申告（法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）又は第 62 条の 10 の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物（前記 67－3－4（4）により EPA 税率の適用に係る<u>原産地証明書</u>の提出が省略される場合に限る。）に係るものを除く。以下この節において

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<u>同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書をいう。以下この節において同じ。）の提出が省略される場合に限る。）に係るものを除く。以下この節において「輸入申告」という。）又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</u> (1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 <u>イ 締約国原産地証明書等の添付の有無についての確認</u> <u>令第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)又は(2)に規定する締約国原産地証明書等が添付されているか否か（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地であることが明らかであると認めた貨物（インドネシア協定又はアセアン包括協定に係るものを除く。）及び課税価格が 20 万円以下の貨物に係るものを除く。）。</u> <u>添付されていない場合等には、同条第 4 項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。</u> <u>ロ オーストラリア原産品であることを明らかにする書類の添</u>	「輸入申告」という。）又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。 (1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 <u>イ 暫定法第 8 条の 6 第 4 項に基づく E P A 税率適用停止の有無の確認</u> <u>輸入申告に係る貨物について、暫定法第 8 条の 6 第 4 項の規定に基づく E P A 税率の適用停止の有無の確認を行う。</u> <u>ロ 締約国原産地証明書の添付の有無についての確認</u> <u>輸入申告に係る貨物が、令第 61 条第 1 項第 2 号イ後段かつこ書に規定する貨物である場合を除き、同号イに規定する締約国原産地証明書（後記 68－5－11(1)に定める原産地証明書又は後記 68－5－11 の 2 (1)に定める原産地申告）が添付されているか否か。添付されていない場合等には、同条第 4 項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。</u>

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<u>付の有無についての確認</u> <u>令第 61 条第 1 項第 2 号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書（以下この節において「原産品申告書」という。）が提出される場合において、同号イ(2)に規定するオーストラリア原産品であることを明らかにする書類が添付されているか否か（後記 68－5－11 の 4 (2)において原産品申告書への添付が必要とされる場合に限る。）</u> ハ 非原産国における積替え等に関する確認 輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国（令第 61 条第 1 項第 2 号ロに規定する締約国をいう。以下同じ。）からのものにあっては、令第 61 条第 1 項第 2 号ロ(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が 20 万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第 2 号ハに規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。 なお、運送要件証明書（令第 61 条第 1 項第 2 号ロに規定する書類をいう。以下同じ）として同項第 2 号ロに規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、<u>同項第 2 号ロ(1)又は(2)に該</u>	ハ 非原産国における積替え等に関する確認 輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国（令第 61 条第 1 項第 2 号ロに規定する締約国をいう。以下同じ。）からのものにあっては、令第 61 条第 1 項第 2 号ロ(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が 20 万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第 2 号ロに規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。 なお、運送要件証明書（令第 61 条第 1 項第 2 号ロに規定する書類をいう。以下同じ。）として同項第 2 号ロに規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、<u>同項第 2 号ロ(1)若しくは(2)</u>

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
当することを証する書類の提出（これが不可能であるときは、積替地等についての<u>締約国原産地証明書等</u>への記載）をもって、運送要件証明書として同項第 2 号ロに規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があったものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品（令第 61 条第 1 項第 2 号イ）に規定する原産品をいう。<u>この節において以下同じ。</u>）であることを確認する必要があるので、留意する。 ニ 締約国品目証明書についての確認 輸入申告に係る貨物が、令第 61 条第 1 項第 2 号ハかっこ書に規定する場合に該当する貨物であるときを除き、同号ハに規定する締約国品目証明書（後記 <u>68－5－11 の 5（2）</u>に定める品目証明書）が添付されているか否か（添付されていない場合等には、同条第 4 項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等又は当該証明に係る貨物の課税価格の総額が 20 万円以下である場合に当たるか否か。）、更に締約国品目証明書が添付されているときは、後記 <u>68－5－11 の 5</u>の要件等を満たしているかの確認を必要に応じて行う。 (2) 及び (3) （省略）	に該当することを証する書類の提出（これが不可能であるときは、積替地等についての<u>原産地証明書</u>への記載）をもって、運送要件証明書として同項第 2 号ロに規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があったものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品（令第 61 条第 1 項第 2 号イ）に規定する原産品をいう。以下同じ。）であることを確認する必要があるので、留意する。 ニ 締約国品目証明書についての確認 輸入申告に係る貨物が、令第 61 条第 1 項第 2 号ハかっこ書に規定する場合に該当する貨物であるときを除き、同号ハに規定する締約国品目証明書（後記 <u>68－5－11 の（2）</u>に定める品目証明書）が添付されているか否か（添付されていない場合等には、同条第 4 項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等又は当該証明に係る貨物の課税価格の総額が 20 万円以下である場合に当たるか否か。）、更に締約国品目証明書が添付されているときは、後記 <u>68－5－11 の 3</u>の要件等を満たしているかの確認を必要に応じて行う。 (2) 及び (3) （同左）

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前												
（経済連携協定原産品の認定の基準） 68－5－2 経済連携協定における関税についての特別の規定による便益による税率を適用する場合において、輸入貨物が当該経済連携協定の締約国原産品とされるものであるかの認定については、次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する同表第 2 欄に掲げる原産地規則に関する規定に基づき行うものとする。 なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のための原産地認定には適用されないので、留意する。 <table border="1"> <tr> <td>経済連携協定</td><td>原産地規則に係る規定</td></tr> <tr> <td>（省略）</td><td></td></tr> <tr> <td><u>オーストラリア協定</u></td><td><u>オーストラリア協定第 3 章第 3・1 条から第 3・7 条及び第 3・9 条から第 3・13 条まで</u></td></tr> </table> 68－5－3 削除 （経済連携協定の品目別規則の取扱い） 68－5－4 （1）及び（2）（省略） （3） 産品が原産資格割合及び域内原産割合（以下、この節において「原産資格割合」という。）並びに産品の工場渡し価額に対す	経済連携協定	原産地規則に係る規定	（省略）		<u>オーストラリア協定</u>	<u>オーストラリア協定第 3 章第 3・1 条から第 3・7 条及び第 3・9 条から第 3・13 条まで</u>	（経済連携協定原産品の認定の基準） 68－5－2 経済連携協定における関税についての特別の規定による便益による税率を適用する場合において、輸入貨物が当該経済連携協定の締約国原産品とされるものであるかの認定については、次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する同表第 2 欄に掲げる原産地規則に関する規定に基づき行うものとする。 なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のための原産地認定には適用されないので、留意する。 <table border="1"> <tr> <td>経済連携協定</td><td>原産地規則に係る規定</td></tr> <tr> <td>（同左）</td><td></td></tr> <tr> <td><u>（新設）</u></td><td><u>（新設）</u></td></tr> </table> 68－5－3 削除 （経済連携協定の品目別規則の取扱い） 68－5－4 （1）及び（2）（同左） （3） 産品が原産資格割合及び域内原産割合（以下、この節において「原産資格割合」という。）並びに産品の工場渡し価額に対す	経済連携協定	原産地規則に係る規定	（同左）		<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
経済連携協定	原産地規則に係る規定												
（省略）													
<u>オーストラリア協定</u>	<u>オーストラリア協定第 3 章第 3・1 条から第 3・7 条及び第 3・9 条から第 3・13 条まで</u>												
経済連携協定	原産地規則に係る規定												
（同左）													
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>												

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後				改正前			
る非原産材料の最大の価額の割合の要件の対象となる場合において、附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料に係る扱いは次の表第 2 欄から第 4 欄までのとおりとする。 なお、この表における「考慮しない」とは、具体的には、後記 68－5－4 (5)、同 (6) イ及び同 (7) イの計算式において「製品の取引価額」（F O B 価額の読替え。スイス協定にあっては製品の工場渡し価額）から当該附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料の価額を差し引かないことを示す。				る非原産材料の最大の価額の割合の要件の対象となる場合において、附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料に係る扱いは次の表第 2 欄から第 4 欄のとおりとす。 なお、この表における「考慮しない」とは、具体的には、後記 68－5－4 (5)、同 (6) イ及び同 (7) イの計算式において「製品の取引価額」（F O B 価額の読替え。スイス協定にあっては製品の工場渡し価額）から当該附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料の価額を差し引かないことを示す。			
経済連携協定	附属品等の扱い	小売用包装材料の扱い	船積み用こん包材料の扱い	経済連携協定	付属品等の扱い	小売用包装材料の扱い	船積み用こん包材料の扱い
(省略)				(同左)			
オーストラリア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(4) 及び (5) (省略) (6) マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、インド協定、<u>ペルー協定又はオーストラリア協定</u>に係る「原産資格割合」又は「域内原産割合」を用いた品目別規則の適用において、産品が締約国原産品と認定されるためには、当該産品の「原産資格割合」又は「域内原産割合」が、当該品目別				(4) 及び (5) (同左) (6) マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、インド協定又は<u>ペルー協定</u>に係る「原産資格割合」又は「域内原産割合」を用いた品目別規則の適用において、産品が締約国原産品と認定されるためには、当該産品の「原産資格割合」又は「域内原産割合」が、当該品目別規則に定める割合以上			

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更に当該輸出締約国で何らかの生産又は作業（インド協定については、同協定第 33 条、ペルー協定については、同協定第 42 条に規定する原産資格を与えることとならない作業を超える水準の生産又は作業）を行う場合）であることが必要であるので留意する。 イ～ハ （省略） (7)～(9) （省略） 68－5－5 削除 （「原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱い） 68－5－6 令第 61 条第 1 項第 2 号イに規定する「税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱いについては、次による。 (1) 「原産地が明らかであると認めた貨物」とは、経済連携協定に係る輸出締約国に固有の生物や当該輸出締約国のみで得られる産品（以下輸出締約国固有の産品という。）であって、輸出締約国からの過去の輸入実績のうち当該輸出締約国固有の産品が HS	である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更に当該輸出締約国で何らかの生産又は作業（インド協定については、同協定第 33 条、ペルー協定については、同協定第 42 条に規定する原産資格を与えることとならない作業を超える水準の生産又は作業）を行う場合）であることが必要であるので留意する。 イ～ハ （同左） (7)～(9) （同左） 68－5－5 削除 （「原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱い） 68－5－6 令第 61 条第 1 項第 2 号イに規定する「税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱いについては、次による。 (1) 「原産地が明らかであると認めた貨物」とは、経済連携協定に係る輸出締約国に固有の生物や当該輸出締約国のみで得られる産品（以下輸出締約国固有の産品という。）であって、輸出締約国からの過去の輸入実績のうち当該輸出締約国固有の産品が HS

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
6 桁の輸入実績の太宗を占めるものとして別に事務連絡する貨物とすることとし、<u>締約国原産地証明書等</u>の提出を省略させるものとする。ただし、E P A 税率の適用上特に問題があると認められる場合であって、後記 68－5－7 の(1)から(3)までに規定する書類等によっても締約国原産品として認定できない場合には、「原産地が明らかであると認めた貨物」に該当しないこととなるので留意する。 (2) なお、非原産国を経由して本邦へ向けて運送された貨物（令第 61 条第 1 項第 2 号ロに規定する書類の提出がある場合を除く。）については、<u>締約国原産地証明書等</u>の提出が必要な貨物として取り扱うものとする。 （少額貨物についての原産地の認定） 68－5－7 課税価格の総額が 20 万円以下の貨物に E P A 税率を適用する場合において、「課税価格の総額」とは、1 の輸入申告等（特例申告を含む。以下この項において同じ。）又は<u>法</u>第 76 条第 3 項の規定による 1 の提示に係る E P A 税率等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1 の輸入申告等とは 1 荷受人が 1 荷送人から一時に輸入する物品（蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。）に係る輸入申告等をいい、1 仕入書による輸入物品を分割し	6 桁の輸入実績の太宗を占めるものとして別に事務連絡する貨物とすることとし、<u>締約国原産地証明書</u>の提出を省略させるものとする。ただし、E P A 税率の適用上特に問題があると認められる場合であって、後記 68－5－7 の(1)から(3)までに規定する書類等によっても締約国原産品として認定できない場合には、「原産地が明らかであると認めた貨物」に該当しないこととなるので留意する。 (2) なお、非原産国を経由して本邦へ向けて運送された貨物（令第 61 条第 1 項第 2 号ロに規定する書類の提出がある場合を除く。）については、<u>締約国原産地証明書</u>の提出が必要な貨物として取り扱うものとする。 （少額貨物についての原産地の認定） 68－5－7 課税価格の総額が 20 万円以下の貨物に E P A 税率を適用する場合において、「課税価格の総額」とは、1 の輸入申告等（特例申告を含む。以下この項において同じ。）又は<u>関税法</u>第 76 条第 3 項の規定による 1 の提示に係る E P A 税率等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1 の輸入申告等とは 1 荷受人が 1 荷送人から一時に輸入する物品（蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。）に係る輸入申告等をいい、1 仕入書による輸入物品を分割して 2 以上

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前										
て 2 以上の輸入申告等を行った場合には 1 の輸入申告等が行われたものとして（ただし、1 仕入書による輸入物品を分割した 2 以上の輸入申告等であって、並存する相異なる種類の税率（例えば、E P A 税率と特惠税率）の適用を各々に求めるものを行った場合（並存する相異なる種類の税率のうち、より低い税率の適用を求めるために行った場合を除く。）には、当該並存する相異なる種類の税率のうちのいずれか一つを適用する 1 の輸入申告等が行われたものとして）処理するものとし、同項の提示についてもこれに準ずる。 なお、上記による締約国原産品の認定については、次のいずれかの方法により行うものとする。 (1)～(3) （省略） （積送基準に関する取扱い） 68－5－9 次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する第 2 欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第 61 条第 1 項第 2 号ロ (1) 及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第 2 号ロの規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 <table border="1"> <tr> <td>経済連携協定名</td><td>積送基準</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td></td></tr> </table>	経済連携協定名	積送基準	(省略)		の輸入申告等を行った場合には 1 の輸入申告等が行われたものとして（ただし、1 仕入書による輸入物品を分割した 2 以上の輸入申告等であって、並存する相異なる種類の税率（例えば、E P A 税率と<u>関税暫定措置法第 8 条の 2 に規定する特惠税率</u>）の適用を各々に求めるものを行った場合（並存する相異なる種類の税率のうち、より低い税率の適用を求めるために行った場合を除く。）には、当該並存する相異なる種類の税率のうちのいずれか一つを適用する 1 の輸入申告等が行われたものとして）処理するものとし、同項の提示についてもこれに準ずる。 なお、上記による締約国原産品の認定については、次のいずれかの方法により行うものとする。 (1)～(3) （同左） （積送基準に関する取扱い） 68－5－9 次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する第 2 欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第 61 条第 1 項第 2 号ロ (1) 及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第 2 号ロ規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 <table border="1"> <tr> <td>経済連携協定名</td><td>積送基準</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td></tr> </table>	経済連携協定名	積送基準	(同左)		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
経済連携協定名	積送基準										
(省略)											
経済連携協定名	積送基準										
(同左)											
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>										

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後			改正前		
<u>オーストラリア協定</u>		<u>オーストラリア協定第 3・8 条</u>	令第 61 条第 1 項第 2 号ロに規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。		
令第 61 条第 1 項第 2 号ロに規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。 （原産地証明書の必要的要件及び様式） 68－5－11 （1）<u>以下</u>、本節において、原産地証明書とは、次表第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げるものをいう。			（原産地証明書の必要的要件及び様式） 68－5－11 （1）本節において、原産地証明書とは、次表第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げるものをいう。		
協定名	原産地証明書	本節における略称	協定名	原産地証明書	本節における略称
（省略）	（省略）	（省略）	（同左）	（同左）	（同左）
<u>オーストラリア協定</u>	<u>オーストラリア協定第 3・15 条に基づく</u> <u>原産地証明書</u>	<u>オーストラリア協定</u> <u>原産地証明書</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
（2）令第 36 条の 3 第 3 項（令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68－5－2 に定める規定に基づく			（2）令第 36 条の 3 第 3 項（令第 50 条の 2 <u>及び第 51 条の 8</u>の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 3 項、<u>第 61 条第 1 項第 2 号イ</u>の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68－5－2 に定める規定		

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後			改正前		
原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、E P A 税率を適用することはできないことに留意する。 イ 次表中の第 1 欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる事項が以下(イ)から(ハ)までに留意して記載され、かつ、後記 68-5-14 (1) に定める発給機関により発給されたものであり、その印及び署名権者の署名がなされているものであること。			に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、E P A 税率を適用することはできないことに留意する。 イ 次表中の第 1 欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる事項が以下(イ)～(ニ)に留意して記載され、かつ、後記 68-5-14 (1) に定める発給機関により発給されたものであり、その印及び署名権者の署名がなされているものであること。		
(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	
<u>オーストラリア協定</u>	<u>オーストラリア協定附属書 3 に定める事項</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
(イ) 及び (ロ) (省略)			(イ) 及び (ロ) (同左)		
原産地証明書	記載欄	留意事項	原産地証明書	記載欄	留意事項
(省略)			(同左)		
<u>オーストラリア原産地証明書</u>	<u>「13. Other Specifications:」又は最下欄</u>	<u>左記欄中の「☐ Subject of non-party invoice」又は「☐ NON PARTY INVOICE」にチェックが付されていること</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(ハ) (省略)			(ハ) (同左)		
ロ～ホ (省略)			ロ～ホ (同左)		

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後		改正前	
へ 紛失等の理由により再発給された原産地証明書について、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書に第 2 欄の記載事項が記載されていること。		へ 紛失等の理由により再発給された原産地証明書について、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書に第 2 欄の記載事項が記載されていること。	
原産地証明書	記載事項	原産地証明書	記載事項
(同左)		(同左)	
オーストラリア協定原産地 証明書	“<u>DUPLICATE OF THE ORIGIN</u> <u>CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER</u> <u>DATED</u>”	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
なお、再発給された原産地証明書の有効期間の起算日は当初の原産地証明書が発給された日であるので、令第 61 条第 5 項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。 ト 原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、アセアン包括協定（アセアン包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から 4 日目以降（例えば、船積日が 7 月 1 日であれば、7 月 4 日以降）、フィリピン協定にあっては船積日から 3 日目以降）において発給された場合には、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書に第		なお、再発給された原産地証明書の有効期間の起算日は当初の原産地証明書が発給された日であるので、令第 61 条第 5 項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。 ト 原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、アセアン包括協定（アセアン包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から 4 日目以降（例えば、船積日が 7 月 1 日であれば、7 月 4 日以降））、フィリピン協定にあっては船積日から 3 日目以降）において発給された場合には、次の表の第 1 欄に掲げる原産	

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後		
2 欄の記載事項が記載され、また、第 3 欄に掲げる留意事項の記載等が必要な場合には、当該記載等がなされ、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。		
原産地証明書	記載事項	留意事項
(省略)		
オーストラリア協 定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY” 及び 船積みの日	二
チ (省略)		
(3) (省略)		
原産地証明書	原産地証明書の様式	
(省略)		
ペルー協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF PERU FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C－ 5290－14)	
オーストラリア協定原産地証明 書	「JAPAN－AUSTRALIA ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT (JAEPA) CERTIFICATE OF ORIGIN」(C－	

改正前		
地証明書に第 2 欄の記載事項が記載され、また、第 3 欄に掲げる留意事項の記載等が必要な場合には、当該記載等がなされ、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。		
原産地証明書	記載事項	留意事項
(同左)		
(新設)	(新設)	(新設)
チ (同左)		
(3) (同左)		
原産地証明書	原産地証明書の様式	
(同左)		
ペルー協定原産地証明書	(同左)	
(新設)	(新設)	

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後		改正前	
	<u>5290-15(1)) 又は「Australia -Japan Economic Partnership Agreement CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-15(2))</u>		
（原産地申告の必要的要件） 68-5-11 の 2 （省略） (1) （省略） (2) 令第 36 条の 3 第 3 項（令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 3 項又は<u>第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)</u>の規定により、税関に提出された原産地申告については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68-5-2 に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA 税率を適用することはできないことに留意する。 イ～ハ （省略） <u>（原産品申告書の必要的要件及び様式）</u> <u>68-5-11 の 3</u> (1) <u>本節において、原産品申告書とはオーストラリア協定第 3・16 条に基づく原産地証明文書をいう。</u>		（原産地申告の必要的要件） 68-5-11 の 2 （同左） (1) （同左） (2) 令第 36 条の 3 第 3 項（令第 50 条の 2 <u>及び第 51 条の 8</u>の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 3 項又は<u>第 61 条第 1 項第 2 号イ</u>の規定により、税関に提出された原産地申告については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68-5-2 に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA 税率を適用することはできないことに留意する。 イ～ハ （同左） <u>（新設）</u>	

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<u>(2) 令第 36 条の 3 第 3 項（令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ(2)の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68－5－2 に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、E P A 税率を適用することはできないことに留意する。</u> <u>イ オーストラリア協定附属書 3 に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。</u> <u>(イ) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。</u> <u>(ロ) 原産品申告書を作成した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、原産品申告書（C－5292）においては「5. その他の特記事項」欄の「☐ 第三国インボイス」に、（C－5292-3）においては「5. Other」欄の「☐ Non-party invoice」にチェックが付されているとともに、当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとする。</u> <u>ロ 原産品申告書に記載されている産品と輸入貨物とが一致す</u>	

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ること。</u> <u>ハ 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第 61 条第 5 項に定める有効期間内のものであること。</u> <u>ニ 原産品申告書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該原産品申告書に 2 以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。</u> <u>（原産品であることを明らかにする書類の取扱い）</u> <u>68－5－11 の 4</u> <u>（1） 本節において、原産品であることを明らかにする書類（以下この項において「その他の書類」という。）とは、オーストラリア協定第 3・17 条 2 (C) に規定する原産品であることを示す他の証拠であつて、令第 36 条の 3 第 3 項（令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ (2) の規定により税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、原産品申告書において申告された産品に適用される原産性の基準が満たされていることの説明を求めるための資料をいう。</u> <u>（2） 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の取</u>	<u>（新設）</u>

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前								
<u>扱いについては、以下のとおりとする。</u> イ <u>その他の書類に提出にあたっては、原産品申告明細書（C－5293）に原産品申告書に記載された製品の番号等必要事項を記載し、これに適用した原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類を添付して提出させるものとする。</u> ロ <u>上記イの関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第 1 欄に掲げる製品の区分に応じ、同表第 2 欄に掲げる資料とする。</u> <table border="1" data-bbox="338 699 1084 1326"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 699 573 746">産 品</th><th data-bbox="573 699 1084 746">関係書類の例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 746 573 943"><u>オーストラリア協定第 3・3 条に規定する産品</u></td><td data-bbox="573 746 1084 943"><u>契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該産品がオーストラリアにおいて完全に得られた産品であることを確認できるものに限る。）</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="338 943 573 1283"><u>同協定第 3・2 条(b)に規定する産品</u></td><td data-bbox="573 943 1084 1283"><u>契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）がオーストラリアの原産品であることを確認できるものに限る。）</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="338 1283 573 1326"><u>同協定第 3・2</u></td><td data-bbox="573 1283 1084 1326"><u>総部品表、材料一覧表、製造工程フロ</u></td></tr> </tbody> </table>	産 品	関係書類の例	<u>オーストラリア協定第 3・3 条に規定する産品</u>	<u>契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該産品がオーストラリアにおいて完全に得られた産品であることを確認できるものに限る。）</u>	<u>同協定第 3・2 条(b)に規定する産品</u>	<u>契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）がオーストラリアの原産品であることを確認できるものに限る。）</u>	<u>同協定第 3・2</u>	<u>総部品表、材料一覧表、製造工程フロ</u>	
産 品	関係書類の例								
<u>オーストラリア協定第 3・3 条に規定する産品</u>	<u>契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該産品がオーストラリアにおいて完全に得られた産品であることを確認できるものに限る。）</u>								
<u>同協定第 3・2 条(b)に規定する産品</u>	<u>契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）がオーストラリアの原産品であることを確認できるものに限る。）</u>								
<u>同協定第 3・2</u>	<u>総部品表、材料一覧表、製造工程フロ</u>								

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後			改正前
	<u>条(c)に規定する製品のうち、関税分類変更基準を適用するものの</u>	<u>一図、生産指図書等（ただし、すべての非原産材料の関税率表番号が確認できるものに限る。なお、適用する品目別規則に応じ、確認する関税率表番号の桁数が異なるので留意。また、例えば、4 桁変更の品目別規則を適用しようとする製品に係る非原産材料について、他の類（2 桁）からの変更があることが確認できる場合には、当該非原産材料の関税率表番号の記載は 2 桁までで足りるので留意。）</u>	
	<u>同協定第 3・2 条(c)に規定する製品のうち、付加価値基準を適用するもの</u>	<u>製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（ただし、製品の FOB 価額とすべての非原産（一次）材料の CIF 価額による計算式によって、特定の付加価値を付けていることが確認できるものに限る。なお、当該 FOB 価額及び CIF 価額とは輸出締約国における価額とし、当該 CIF 価額が不明な場合には当該非原産材料を製品の生産者が仕入れた価額とす</u>	

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後			改正前
		る。また、例えば、全ての非原産材料の CIF 価額の確認ができない場合に、 確認できる原産材料の仕入価額等を用いて付加価値基準を満たすことが合理的に証明できるときは、当該非原産材料の CIF 価額を記載させる必要はないので留意。)	
	同協定第 3・2 条(c)に規定する製品のうち、加工工程基準を適用するもの	契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等（ただし、当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できるものであること。)	
	その他の原産性の基準を適用する製品	原材料の締約国原産地証明書等（同協定第 3・6 条に規定する累積を適用する場合）、製造原価計算書（同協定第 3・4 条 3 (a)を適用する場合）、その他輸入しようとする製品が同協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料	
ハ 令第 61 条第 1 項第 2 号イ(2)に規定する「税関長がその提			

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<u>出の必要がないと認める</u>とき」とは、次の<u>産品を輸入しようとするときをいう。ただし、原産品申告書に記載された産品の原産性について疑義がある場合を除く。</u> (イ) <u>オーストラリア協定第 3・3 条に規定する完全に得られる産品（当該産品の輸入申告の際に提出される令第 61 条第 1 項本文に規定するいずれかの書類によりオーストラリアにおいて完全に得られた産品であることが確認できる場合に限る。この場合において、輸入申告書の添付書類欄に「JAEPA W0」と記載するものとする。）</u> (ロ) <u>前記 7－18（事前照会に対する文書回答の手續等）の規定によりオーストラリア原産品であるとの回答を受けた貨物と同一の産品（この場合において、当該回答書に係る登録番号を輸入申告書の「添付書類」欄に記載するものとする。）</u> (ハ) <u>前記 68－5－6 の規定によりオーストラリア原産品であることが明らかであると認めた貨物に該当する産品</u> (ニ) <u>課税価格の総額が 20 万円以下の産品</u> (ホ) <u>その他税関長がその提出の必要がないと認める産品</u> 三 <u>その他の書類の提出に関して、輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合、輸出者又は生産者による誓約書（オーストラリア協定第 3・16 条 1 (b) 又は(c)に規定する原産品</u>	

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<u>である旨の書面又は電磁的手段による申告に対する合理的な信頼をいう。）に基づき原産品申告書を作成した場合等において、原産品であることを明らかにする事実に関して、輸出者又は生産者に係る営業秘密が含まれているため、輸入者に情報を提供できない等により上記ロに規定する製品の区分に応じた関係書類を提出できないような特段の事情があるときは、原産品申告明細書に当該原産品申告書を作成した経緯（原産品であることを確認した方法等）を記載し、提出することとして差し支えないものとする。ただし、この場合において、関税暫定措置法基本通達 12 の 2－2 に規定する原産品であるかどうかの確認の実施を検討する必要がある</u><u>ので留意すること。</u> （締約国品目証明書の必要的要件及び様式） <u>68－5－11 の 5</u> （省略） （1）（省略） （2） 令第 36 条の 3 第 5 項（令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 5 項又は第 61 条第 1 項第 2 号ハの規定により、税関に提出された締約国品目証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。	（締約国品目証明書の必要的要件及び様式） <u>68－5－11 の 3</u> （同左） （1）（同左） （2） 令第 36 条の 3 第 5 項（令第 50 条の 2 <u>及び第 51 条の 8</u> の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 5 項又は第 61 条第 1 項第 2 号ハの規定により、税関に提出された締約国品目証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
イ及びロ （省略） (3) （省略） （不備のある原産地証明書の取扱い） 68－5－12 原産地証明書の記載事項について、前記 68-5-11 の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、E P A 税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産地証明書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（<u>以下この項において「軽微な誤り」という。</u>）である場合には、E P A 税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地証明書を提出するよう指導する。原産地証明書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。 イ～ホ （省略） （不備のある原産地申告の取扱い） 68－5－12 の 2 原産地申告の記載事項について、前記 <u>68－5－11 の 2</u> の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則と	イ及びロ （同左） (3) （同左） （不備のある原産地証明書の取扱い） 68－5－12 原産地証明書の記載事項について、前記 68-5-11 の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、E P A 税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産地証明書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（<u>以下、「軽微な誤り」という</u>）である場合には、E P A 税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地証明書を提出するよう指導する。原産地証明書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。 イ～ホ （同左） （不備のある原産地申告の取扱い） 68－5－12 の 2 原産地申告の記載事項について、前記 <u>68-5-11 の 2</u> の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則とし

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
して、E P A 税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、<u>取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産地申告の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において「軽微な誤り」という。）</u>である場合には、E P A 税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地申告を提出するよう指導する。原産地申告の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。 (1) 及び (2) （省略） <u>（不備のある原産品申告書の取扱い）</u> <u>68－5－12 の 3 原産品申告書の記載事項について、前記 68－5－11 の 3 の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、E P A 税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産品申告書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において「軽微な誤り」という。）である場合には、E P A 税率を適用して差し支えないこととする。</u>	て、E P A 税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、<u>当該不備が軽微な誤り</u>である場合には、E P A 税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地申告を提出するよう指導する。原産地申告の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。 (1) 及び (2) （同左） <u>（新設）</u>

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<u>この場合において必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産品申告書を提出するよう指導する。原産品申告書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。</u> <u>イ 明らかな印字の誤りは軽微な誤りとして取り扱う。</u> <u>ロ 原産品申告書の真正性に関する項目（作成者、作成年月日等）の不備については、原産品申告書の真正性に直結するので軽微な誤りとはできず、ごく些細な事項に限られた場合以外は、原産品申告書は無効として取り扱う。</u> <u>ハ 原産品申告書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が前記 68－5－11 の 4 に規定するその他の書類に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産品申告書は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産品申告書の正確性に影響する場合もあることから、原産地調査官と協議の上、処理するものとする。</u> <u>ニ 原産品申告書の貨物の原産性に関する項目（原産性の基準（累積、僅少の非原産材料を含む）、HS 番号等）の不備については、原産品申告書は原産性を申告する書類であることから軽微な誤りとはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、</u>	

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<u>その原産品申告書は原則無効として取り扱う。ただし、輸入者が前記 68－5－11 の 4 に規定するその他の書類に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産品申告書は有効として取り扱う。</u> <u>ホ 文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記ハ及びニにおいて、輸入者が前記 68－5－11 の 4 に規定するその他の書類に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。</u> （不備のある締約国品目証明書の取扱い） <u>68－5－12 の 4</u> （省略） （「やむを得ない特別の事由」の意義） 68－5－13 （省略） （原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関） 68－5－14 （1） 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる機関とする。	（不備のある締約国品目証明書の取扱い） <u>68－5－12 の 3</u> （同左） （「やむを得ない特別の事由」の意義） 68－5－13 （同左） （原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関） 68－5－14 （1） 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第 1 欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる機関とする。

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後		改正前	
原産地証明書	原産地証明書の発給機関	原産地証明書	原産地証明書の発給機関
(省略)		(同左)	
<u>オーストラリア協定</u>	<u>the Australian Chambers of Commerce and Industry</u> 又は <u>the Australian Industry Group</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。 (2) (省略) (「災害その他やむを得ない理由」の意義) 68－5－15 令第 36 条の 3 第 3 項 (令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第 3 項並びに第 61 条第 4 項及び同条第 5 項ただし書きに規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。 (1) 及び (2) (省略) (<u>締約国原産地証明書等</u>及び<u>締約国品目証明書</u>の提出猶予の取扱い) 68－5－16 (1) 令第 36 条の 3 第 3 項 (令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 4 項の規定		原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。 (2) (同左) (「災害その他やむを得ない理由」の意義) 68－5－15 令第 36 条の 3 第 3 項 (令第 50 条の 2 <u>及び第 51 条の 8</u> の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第 3 項並びに第 61 条第 4 項及び同条第 5 項ただし書きに規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。 (1) 及び (2) (同左) (<u>締約国原産地証明書</u>及び<u>締約国品目証明書</u>の提出猶予の取扱い) 68－5－16 (1) <u>輸入者が</u>令第 36 条の 3 第 3 項 (令第 50 条の 2 <u>及び第 51 条の 8</u> の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 4 項の規定による<u>締約国原産地証明書</u>の提出猶予	

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
による<u>締約国原産地証明書等</u>の提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「<u>締約国原産地証明書・原産品申告書提出猶予申出書</u>」（C－5295）2 通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたとき、又は法第 73 条第 1 項に規定する税関長の承認を受けたときは、猶予期間を記載し、うち 1 通（交付用）に審査印を押なつて申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2 か月以内で適当と認める期間とするものとする。 (2) 令第 36 条の 3 第 5 項（令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 5 項又は第 61 条第 4 項の規定による<u>締約国品目証明書</u>の提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「<u>締約国品目証明書提出猶予申出書</u>」（C－5295-1）2 通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたとき、又は法第 73 条第 1 項に規定する税関長の承認を受けたときは、猶予期間を記載し、うち 1 通（交付用）に審査印を押なつて申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2 か月以内で適当と認める期間とするものとする。 （分割して輸入する場合の<u>締約国原産地証明書等</u>及び<u>締約国品目証明書</u>の取扱い）	を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「<u>締約国原産地証明書提出猶予申出書</u>」（C－5295）2 通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたとき、又は法第 73 条第 1 項に規定する税関長の承認を受けたときは、猶予期間を記載し、うち 1 通（交付用）に審査印を押なつて申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2 か月以内で適当と認める期間とするものとする。 (2) <u>輸入者が</u>令第 36 条の 3 第 5 項（令第 50 条の 2 <u>及び第 51 条の 8</u>の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第 5 項又は第 61 条第 4 項の規定による<u>締約国品目証明書</u>の提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「<u>締約国品目証明書提出猶予申出書</u>」（C－5295-1）2 通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたとき、又は法第 73 条第 1 項に規定する税関長の承認を受けたときは、猶予期間を記載し、うち 1 通（交付用）に審査印を押なつて申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2 か月以内で適当と認める期間とするものとする。 （分割して輸入する場合の<u>締約国原産地証明書</u>及び<u>締約国品目証明書</u>の取扱い）

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
68－5－17 1 通の<u>締約国原産地証明書等</u>又は締約国品目証明書に記載されている貨物を分割して、逐次又は同時期に異なった税関官署に対して輸入申告又は蔵入申請等をし、E P A 税率の適用を受けようとする場合の<u>締約国原産地証明書等</u>又は締約国品目証明書の取扱いについては、それぞれ、前記 68－3－9（原産地証明書の取扱い等）の(4)及び(5)の規定を準用する。 （<u>締約国原産地証明書等</u>の有効期間延長の取扱い） 68－5－18 令第 61 条第 5 項に規定する有効期間を経過した<u>締約国原産地証明書等</u>について同項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、適宜の様式による申出書 2 通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、うち 1 通（交付用）に審査印を押なつて申出者に交付する。 （輸入申告又は蔵入申請等が行われない輸入貨物等に対する E P A 税率の適用） 68－5－19 法その他関税に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに関税の徴収が行われるものとされている貨物（例えば、保税蔵置場における亡失貨物等）のうち犯則貨物以外の貨物については、関税の賦課の際に<u>締約国原産地証明書等</u>（E P A 税率を適用するために<u>原産品申告書</u>を提出する貨物について	68－5－17 1 通の<u>締約国原産地証明書</u>又は締約国品目証明書に記載されている貨物を分割して、逐次又は同時期に異なった税関官署に対して輸入申告又は蔵入申請等をし、E P A 税率の適用を受けようとする場合の<u>締約国原産地証明書</u>又は締約国品目証明書の取扱いについては、それぞれ、前記 68－3－9（原産地証明書の取扱い等）の(4)及び(5)の規定を準用する。 （<u>締約国原産地証明書</u>の有効期間延長の取扱い） 68－5－18 令第 61 条第 5 項に規定する有効期間を経過した<u>締約国原産地証明書</u>について同項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、適宜の様式による申出書 2 通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、うち 1 通（交付用）に審査印を押なつて申出者に交付する。 （輸入申告又は蔵入申請等が行われない輸入貨物等に対する E P A 税率の適用） 68－5－19 法その他関税に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに関税の徴収が行われるものとされている貨物（例えば、保税蔵置場における亡失貨物等）のうち犯則貨物以外の貨物については、関税の賦課の際に<u>締約国原産地証明書</u>（E P A 税率を適用するために<u>締約国品目証明書</u>の提出を要する品目につい

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前				
は、当該原産品申告書及び添付が必要とされる原産品であることを明らかにする書類、締約国品目証明書の提出を要する品目については、締約国原産地証明書及び締約国品目証明書）が提出されたときは、E P A 税率を適用して差し支えない。 なお、暫定法第 8 条の 6 第 4 項に規定する貨物については、当該貨物の課税原因発生の日に当該貨物について同項に基づく E P A 税率の適用が停止されていない限り、E P A 税率を適用して差し支えない。 <u>（特惠待遇を受けることのできる品目であることについての確認）</u> 68－ 5 － 21 <u>（1） 輸出締約国から輸入される又は輸入された貨物が特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かを決定する必要がある場合には、表 1 第 1 欄に掲げる締約国品目証明書に対応する第 2 欄の確認に関する規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、東京税関業務部総括原産地調査官に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明することとする。なお、確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。</u> 表 1 <table><tr><td>締約国品目証</td><td>確認に関する</td><td>輸出締約国の</td><td>確認による特</td></tr></table>	締約国品目証	確認に関する	輸出締約国の	確認による特	ては、締約国原産地証明書及び締約国品目証明書）が提出されたときは、E P A 税率を適用して差し支えない。 なお、暫定法第 8 条の 6 第 4 項に規定する貨物については、当該貨物の課税原因発生の日に当該貨物について同項に基づく E P A 税率の適用が停止されていない限り、E P A 税率を適用して差し支えない。 <u>（締約国原産品であること又は特惠待遇を受けることのできる品目であることについての確認）</u> 68－ 5 － 21 <u>（1） シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。</u> <u>なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から 3 年間に限るものとする。</u> <u>（2） 輸出締約国から輸入される又は輸入された貨物が締約国原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、表 1 第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書に対応する第 2 欄の確認に関する規定に基づき、特惠待遇を受けることのできる品目であるか否か</u>
締約国品目証	確認に関する	輸出締約国の	確認による特		

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後				改正前			
明書	規定	権限のある政府当局	恵待遇を受けることのできる品目でないことの決定	を決定する必要がある場合には、表 2 第 1 欄に掲げる締約国品目証明書に対応する第 2 欄の確認に関する規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明することとする。なお、確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。			
ペルー協定締約国品目証明書	ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条	ペルー通商観光省	ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条				
(2) 特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かを決定するための確認は、上記表 1 の第 3 欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該貨物が特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かに関する情報を締約国品目証明書に基づいて要請するものとし、また、必要と認める場合には、追加の情報を要請するものとする。 (3) 上記(2)の方法により確認を行う場合において、輸出者等に関する情報で、輸出締約国の権限のある政府当局に対する情報の要請は、質問書で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問書を送付する必要がある場合等は、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由するのと平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問				表 1			
				締約国原産地証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による締約国原産品でないことの決定
				メキシコ協定原産地証明	メキシコ協定第 44 条	メキシコ経済省	メキシコ協定第 44 条
				マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第 43 条及び第 44 条	マレーシア国際貿易産業省	マレーシア協定第 45 条 3
				チリ協定原産地証明書	チリ協定第 47 条及び 48 条	チリ外務省国際経済関係総局	チリ協定第 49 条 3
				タイ協定原産	タイ協定第 43	タイ商務省	タイ協定第 45

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後			改正前									
書を送付することができる。 (4) 輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から下表 2 の第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する第 2 欄の期間内（追加情報の要請にあっては、第 3 欄の期間内）に回答を行わない場合及び質問書（追加の質問書を含む。）に対する回答が、貨物が特惠待遇を受けることのできる品目であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記(1)の表 1 第 4 欄に掲げる協定の規定により確認の対象となっている貨物が特惠待遇を受けることのできる品目ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国品目証明書を無効なものと認めて、E P A 税率を適用しないこととなるので、留意する。 表 2 <table><tr><th>締約国品目証明書</th><th>情報提供の期限</th><th>追加情報提供の期限</th></tr><tr><td>ペルー協定締約国品目証明</td><td>90 日</td><td>二</td></tr></table> (5) 上記(4)までの手続きを実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かについて書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。 また、この書面による通知は、上記(3)に準じて行うものとする。			締約国品目証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限	ペルー協定締約国品目証明	90 日	二	地証明書	条及び 44 条		条 3
締約国品目証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限										
ペルー協定締約国品目証明	90 日	二										
			インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第 43 条及び第 44 条	インドネシア商業省	インドネシア協定第 45 条 3						
			ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第 40 条及び第 41 条	ブルネイ外務貿易省	ブルネイ協定第 42 条 3						
			アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書 4（運用上の証明手続）第 6 規則及び第 7 規則	アセアン包括協定附属書 4 第 1 規則(a)に規定する当局（具体的には追って事務連絡する。）	アセアン包括協定附属書 4（運用上の証明手続）第 8 規則						
			フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第 43 条及び第 44 条	フィリピン関税局	フィリピン協定第 45 条						
			スイス協定原産地証明	スイス協定附属書 2 第 25 条	スイス連邦税関管理局	スイス協定附属書 2 第 25 条 7、8						
			ベトナム協定	ベトナム協定	ベトナム商工	ベトナム協定						

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前			
<u>(6) 特恵待遇を受けることのできる品目として輸入申告された貨物について、上記表 1 の第 2 欄に掲げる協定の規定に基づく確認を行う場合であって、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第 73 条第 1 項及び第 77 条第 7 項の規定に基づき担保を提供させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。</u>	<u>原産地証明書</u>	<u>附属書 3（運用上の証明手続）第 6 規則及び第 7 規則</u>	<u>省</u>	<u>附属書 3（運用上の証明手続）第 8 規則</u>
	<u>インド協定原産地証明書</u>	<u>インド協定附属書 3（運用上の証明手続）第 6 節及び第 7 節</u>	<u>インド商工省商務局</u>	<u>インド協定附属書 3（運用上の証明手続）第 8 節</u>
	<u>ペルー協定原産地証明</u>	<u>ペルー協定第 66 条</u>	<u>ペルー通商観光省又はその後継機関</u>	<u>ペルー協定第 66 条</u>
	表 2			
	<u>締約国品目証明書</u>	<u>確認に関する規定</u>	<u>輸出締約国の権限のある政府当局</u>	<u>確認による特恵待遇を受けることのできる品目でないことの決定</u>
	<u>ペルー協定締約国品目証明書</u>	<u>ペルー協定附属書 1 第</u>	<u>ペルー通商観光省</u>	<u>ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条</u>

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前			
				2 編第 3 節 第 3 条
	イ <u>締約国原産品であるか否か又は特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。</u> (イ) <u>上記表の第 3 欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該貨物が締約国原産品であるか否か又は特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かにに関する情報を締約国原産地証明書又は締約国品目証明書に基づいて要請すること。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物が締約国原産品であるか否か又は特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かにに関する追加の情報を要請するものとする。</u> <u>なお、メキシコ協定原産地証明については、輸出者、認定輸出者又は生産者に対し質問書を送付する方法によることが可能であるので留意する。また、ペルー協定原産地証明書については、輸出者、認定輸出者又は生産者に対し、上記表の第 3 欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局を通じて情報を要請することが可能である。</u> (ロ) <u>輸出締約国の権限のある政府当局が行う輸出締約国における原産地証明書の発給を受けた者、輸出締約国に所在</u>			

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>する生産者であって輸出者の要請により原産地証明書の発給申請を行った製品の生産者又は前記 68－5－12 の 2 の(1)に定める原産地申告を行った者（以下「輸出者等」という。）への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、製品が締約国原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該製品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。</u> <u>なお、マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書、フィリピン協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書の場合にあっては、原則、上記(イ)を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする（インド協定原産地証明書を除き、例外的と認められる場合には、上記(イ)の前又は間に上記(ロ)を行うことができるが、この場合は上記(イ)については行うことができないので留意する。）。</u> <u>ロ 上記イ(イ)の方法により確認を行う場合において、輸出者等に関する情報で、輸出締約国の権限のある政府当局に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、輸出締約国に所在する</u>

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>日本国大使館を経由するのと平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問状を送付することができる。</u> <u>また、上記イ(イ)のなお書きによる場合において、輸出者等に対する質問書は、次のいずれかの方法により送付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、輸出者等への連絡及び質問書の回答は、英語によるものとする。</u> <u>(イ) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便</u> <u>(ロ) 受領の確認を伴うその他の方法</u> ハ <u>輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から表 1 第 1 欄又は表 2 第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する表 1 第 2 欄又は表 2 第 2 欄の期間内(追加情報の要請にあつては、表 1 第 3 欄又は表 2 第 3 欄の期間内)に回答を行わない場合及び質問書(追加の質問書を含む。)に対する回答が、貨物が締約国原産品であること又は特惠待遇を受けることのできる品目であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記(2)の表 1 第 4 欄又は表 2 第 4 欄に掲げる協定の規定により確認の対象となっている貨物が締約国原産品ではない又は特惠待遇を受けることのできる品目ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書又は締約国品目証明書を無効なものと認めて、E P A 税率を適用し</u>

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前		
	ないこととなるので、留意する。		
	表 1		
	<u>締約国原産地証明書</u>	<u>情報提供の期限</u>	<u>追加情報提供の期限</u>
	<u>メキシコ協定原産地証明</u>	<u>6 か月</u>	<u>3 か月</u>
	<u>マレーシア協定原産地証明書</u>	<u>3 か月</u>	<u>2 か月</u>
	<u>チリ協定原産地証明書</u>	<u>3 か月</u>	<u>2 か月</u>
	<u>タイ協定原産地証明書</u>	<u>3 か月</u>	<u>2 か月</u>
	<u>インドネシア協定原産地証明書</u>	<u>6 か月</u>	<u>4 か月</u>
	<u>ブルネイ協定原産地証明書</u>	<u>3 か月</u>	<u>2 か月</u>
	<u>アセアン包括協定原産地証明書</u>	<u>3 か月</u>	<u>3 か月</u>
	<u>フィリピン協定原産地証明書</u>	<u>3 か月</u>	<u>2 か月</u>
	<u>スイス協定原産地証明</u>	<u>10 か月</u>	<u>二</u>

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前		
	<u>ベトナム協定原産地</u>	<u>90 日</u>	<u>90 日</u>
	<u>証明書</u>		
	<u>インド協定原産地証</u>	<u>3 か月</u>	<u>2 か月</u>
	<u>明書</u>		
	<u>ペルー協定原産地証</u>	<u>3 か月</u>	<u>2 か月</u>
	<u>明</u>		
表 2			
	<u>締約国品目証明書</u>	<u>情報提供の期限</u>	<u>追加情報提供の期限</u>
	<u>ペルー協定締約国品</u>	<u>90 日</u>	<u>二</u>
	<u>目証明</u>		
なお、上記イ(イ)のなお書きの方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から 45 日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により輸出者等に対し、当該質問書を受領した日から 45 日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書(追加の質問書を含む。)に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用し			

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>ないこととなるので留意する。</u> ニ <u>上記イ(ロ)の方法により確認を行う場合には、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも 40 日前(メキシコ協定原産地証明及びペルー協定原産地証明の確認にあつては 30 日前。スイス協定原産地証明の確認にあつては特段の規定なし。ベトナム協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書にあつては 60 日前。)までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。</u> <u>(イ) 当該書面を送付する関係当局を特定する事項</u> <u>(ロ) その施設への訪問が要請される輸出者等の氏名又は名称</u> <u>(ハ) 訪問の実施を希望する日及び場所</u> <u>(ニ) 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書所載の製品の明記を含む。)</u> <u>(ホ) 訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職</u> ホ <u>輸出締約国政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による訪問の要請に対し当該書面を受領した日から 30 日以内(メキシコ協定にあつては 20 日以内)に回答しない場合、訪問</u>

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>の最終日から 45 日以内（ペルー協定にあっては 60 日以内）</u> <u>又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後</u> <u>に収集した情報が提供されない場合又は提供された情報に貨</u> <u>物が締約国原産品であることを決定するために十分な情報を</u> <u>含まない場合は、上記(2)の表第 4 欄に掲げる協定の規定によ</u> <u>り、訪問の対象とされた貨物が輸出締約国原産品でないと決</u> <u>定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無</u> <u>効なものと認めて、E P A 税率を適用しないこととなるので、</u> <u>留意する。ただし、スイス協定における原産地証明の確認に</u> <u>ついては、確認の要請の日から 10 か月以内若しくは相互に</u> <u>合意するその他の期間内に回答がない場合、又は当該回答が、</u> <u>関係する原産地証明が真正であり、若しくは締約国の原産品</u> <u>であると決定するために十分な情報を含まない場合には、E</u> <u>P A 税率を適用しないことになるので、留意する。</u> <u>△ 上記ホまでの手続きを実施した後、輸出締約国の権限のあ</u> <u>る政府当局（メキシコ協定原産地証明に係るイ(イ)のなお書き</u> <u>の確認にあっては、輸出者等）に対し、産品が締約国原産品</u> <u>であるか否か又は特惠待遇を受けることのできる品目である</u> <u>か否かについて書面による決定（当該決定に係る事実認定及</u> <u>び法的根拠を含む。）を送付する。</u> <u>この書面による通知は、上記ロに準じて行うものとする。</u>

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
（事前教示の手続等） 68－ 5 －22 シンガポール協定第 32 条及びマレーシア協定第 41 条、ブルネイ協定第 38 条、インド協定第 47 条、<u>ペルー協定第 81 条及びオーストラリア協定第 4・5 条</u>に規定する事前教示並びにタイ協定第 41 条に規定する照会に対する回答に係る手続等に関しては、前記 7－17（納税申告等に係る事前教示の手続）を用いるものとする。なお、税関は、当該教示のために必要なすべての書類を受領した日から 30 日以内（前記 7－19 の 2 に規定する文書回答の手続等については、90 日以内）の極力早期に、当該教示を行うよう努めるものとする。 （シンガポール協定第 32 条に規定する「教示を拒むべき合理的な理由」の取扱い） 68－ 5 －23 （省略）	<u>ト 締約国原産品又は特惠待遇を受けることのできる品目として輸入申告された貨物について、上記表の第 2 欄に掲げる協定の規定に基づく確認を行う場合であって、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第 73 条第 1 項及び第 77 条第 7 項の規定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。</u> （事前教示の手続等） 68－ 5 －22 シンガポール協定第 32 条及びマレーシア協定第 41 条、ブルネイ協定第 38 条、インド協定第 47 条<u>及びペルー協定第 81 条</u>に規定する事前教示並びにタイ協定第 41 条に規定する照会に対する回答に係る手続等に関しては、前記 7－17（納税申告等に係る事前教示の手続）を用いるものとする。なお、税関は、当該教示のために必要なすべての書類を受領した日から 30 日以内（前記 7－19 の 2 に規定する文書回答の手続等については、90 日以内）の極力早期に、当該教示を行うよう努めるものとする。 （シンガポール協定第 32 条に規定する「教示を拒むべき合理的な理由」の取扱い） 68－ 5 －23 （同左）

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
第 9 章 雑則 （帳簿の備付け等に関する用語の意義） 94－1 法第 94 条に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。 （1）及び（2）（省略） （3） 令第 83 条第 3 項において読み替えて準用する令第 61 条第 1 項に規定する「製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類」及び「その他税関長に対して当該貨物に係る輸入の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる書類」とは、例えば、総勘定元帳、補助台帳、補助簿、振替伝票、決済書類等の経理関係書類や発注関係書類、契約書、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類（提出したものを除く。）等の関係書類をいう。 <u>また、令第 61 条第 1 項第 2 項イ（2）に規定するオーストラリア原産品申告書（輸出者又は生産者が作成したものに限る。）を税関に提出した輸入者が保存しなければならない書類は、当該輸入者が保有する前記 68－5－11 の 3 の原産品申告書に記載された製品の原産性の確認に必要な書類とし、輸入者が作成したオーストラリア原産品申告書を税関に提出した当該輸入</u>	第 9 章 雑則 （帳簿の備付け等に関する用語の意義） 94－1 法第 94 条に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。 （1）及び（2）（同左） （3） 令第 83 条第 3 項において読み替えて準用する令第 61 条第 1 項に規定する「製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類」及び「その他税関長に対して当該貨物に係る輸入の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる書類」とは、例えば、総勘定元帳、補助台帳、補助簿、振替伝票、決済書類等の経理関係書類や発注関係書類、契約書、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類（提出したものを除く。）等の関係書類をいう。

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<u>者が保存しなければならない書類は、当該輸入者が保有する前記 68－5－11 の 4 において税関に提出した書類の裏付けとなる資料、68－5－11 の 4 (2) に規定する誓約書その他前記 68－5－11 の 3 の原産品申告書に記載された商品の原産性の確認に必要となる書類とする。</u> (4)～(7) (省略) (災害による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除の対象となる施設の範囲及び適用期間) 102 の 2－8 法第 102 条の 2 第 5 項《災害による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除》の規定により災害による施設（法第 42 条第 1 項《保税蔵置場の許可》の規定に基づく保税蔵置場、法第 56 条第 1 項《保税工場の許可》の規定に基づく保税工場、法第 62 条の 2 第 1 項《保税展示場の許可》の規定に基づく保税展示場及び法第 62 条の 8 第 1 項《総合保税地域の許可》の規定に基づく総合保税地域並びに定率法第 13 条第 1 項《製造用原料品の減税又は免除》、<u>同法第 19 条第 1 項《輸出貨物の製造用原料品の減税又は免除》及び暫定法第 9 条の 2 第 1 項《オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用》</u>の規定に基づく製造工場をいう。以下同じ。）の許可手数料若しくは承認手数料（以下「保税地域の許可手数料等」という。）の還付、軽減又は免除の対象となる施設及び適用	(4)～(7) (同左) (災害による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除の対象となる施設の範囲及び適用期間) 102 の 2－8 法第 102 条の 2 第 5 項《災害による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除》の規定により災害による施設（法第 42 条第 1 項《保税蔵置場の許可》の規定に基づく保税蔵置場、法第 56 条第 1 項《保税工場の許可》の規定に基づく保税工場、法第 62 条の 2 第 1 項《保税展示場の許可》の規定に基づく保税展示場及び法第 62 条の 8 第 1 項《総合保税地域の許可》の規定に基づく総合保税地域並びに定率法第 13 条第 1 項《製造用原料品の減税又は免除》<u>及び同法第 19 条第 1 項《輸出貨物の製造用原料品の減税又は免除》</u>の規定に基づく製造工場をいう。以下同じ。）の許可手数料若しくは承認手数料（以下「保税地域の許可手数料等」という。）の還付、軽減又は免除の対象となる施設及び適用期間は、次による。 なお、申請の日において、既に修復等を行い業務の遂行に支障が

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
期間は、次による。 なお、申請の日において、既に修復等を行い業務の遂行に支障がない施設については適用がないので留意する。 (1)～(3) （省略）	ない施設については適用がないので留意する。 (1)～ (3) （同左）